同等以上の技術者としてＡの場合６か月以上、Ｂの場合３か月以上従事した経験を有する者。ただしＡ、Ｂは別々の工事でもよい

Ａ　宿泊施設の新築、増築および模様替工事で、対象床面積5,000㎡以上の設計施工実績。

Ｂ　宿泊施設の模様替工事で、対象床面積3,000㎡以上の施工実績。

(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。

(ｴ)　主任技術者又は監理技術者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に１年以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

オ　設計及び監理業務にあたる者は、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(ｱ)　建築士法第23条第１項の規定に基づく一級建築士事務所に所属していること

(ｲ)　平成20年度以降に完成、引渡しが完了した宿泊施設の新築、増築又は模様替工事で、対象床面積5,000㎡以上の設計業務又は監理業務を元請として履行した実績が１件以上あること。(設計業務の履行実績については、設計図による施工が完了していない場合でも、設計の完了を証明できる書面等の提出により、実績として認める。)

(ｳ)　設計及び監理業務の管理技術者として次の要件を満たす者を設計業務の開始から工事完了・引渡しまで配置できること。

Ａ　設計及び監理業務にあたる者にあっては、資料の提出期限日において入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、資料の提出期限日以前に１年以上の雇用関係にあることをいうが、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある

Ｂ　建築士法第２条第２項に規定する一級建築士の資格を有すること。

３　総合評価に関する事項

(1)　入札の評価に関する基準本工事の総合評価に関する評価項目は、次のとおりとする。

ア　価格評価

イ　技術評価

(ｱ)　施工に係る技術評価

Ａ　企業の技術力・施工能力

Ｂ　工事管理能力

Ｃ　品質管理能力

Ｄ　総合的なコスト縮減に繋がる提案

Ｅ　その他（近隣、周辺環境への配慮の提案）

(ｲ)　設計に係る技術評価

Ａ　設計能力

Ｂ　監理能力

Ｃ　設計ＶＥ提案

(2)　総合評価の方法下記の価格評価点と技術評価点の合計による加算方式とする。

ア　価格評価点

100×（１＋「平均入札率」－入札価格／予定価格）

※平均入札率＝入札価格平均額（予定価格超過分を含む）／予定価格

イ　技術評価点

上記(1)イの技術評価項目に係る評価点の合計点（満点60点）／２

評価にあたっては、提出された資料の内容についてヒアリングを実施する。なおヒアリングの結果によっては、減点することがある。

(3)　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、採用された入札時ＶＥ提案、価格及び企業の技術力をもって入札し、次の(ｱ)及び(ｲ)のすべての要件を満たす者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当と認められるときは、次の(ｱ)及び(ｲ)のすべての要件を満たして入札した他の者のうち、総合評価点の最も高い者を落札者とすることがある。

(ｱ)　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(ｲ)　総合評価に係る技術提案が最低限の要求要件（総合評価に係る技術提案が記載されていること。）を満たしていること。

イ　アにおいて、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、価格評価点の高い者を第一位順位者とする。

ウ　全ての入札参加者が予定価格の制限範囲外であった場合、随意契約に移行する。この場合、技術評価点の最も高い者を第一位順位者とし、価格協議を行う。

４　手続等

(1)　担当部署

〒105―8617 東京都港区新橋六丁目19番15号　日本郵政株式会社宿泊事業部管財担当

担当　有田　潔史　電話03―5404―3024

(2)　入札説明書等の配布は、次のとおりとする。

ア　交付期間　令和元年７月24日から令和元年８月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）

イ　配布場所　上記４(1)の担当部署

ウ　配布資料

(ｱ)　入札説明書

(ｲ)　提出資料書式

Ａ　確認申込書【様式１】

Ｂ　工事実績【様式２－１－１～様式２－３－２】

Ｃ　配置予定の技術者の業務実績【様式３－１－１～様式３－２－２】

エ　提出資料

(ｱ)　誓約書（指定書式）

(ｲ)　建設業法第27条の29に基づく総合評定値通知書の写し

オ　その他

郵送（送料実費負担）を希望する者は担当部署へ連絡すること。

(3)　入札説明書等の配布にあたっては、これらの内容について守秘義務を負い、本工事の手続以外の目的で入札説明書等を使用してはならない。入札説明書等の配布にあたっては、契約責任者の指定する誓約書及び建設業法第27条の29に基づく総合評定値通知書の写しの提出を求めるため、入札説明書等の配布を受けようとする者は事前に上記３の担当部署に連絡すること。これらの提出が無い場合は、入札説明書等の配布は行わない。

(4)　競争入札参加資格確認申込書及び資料の提出期間、場所及び方法等　令和元年８月５日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）上記４(1)の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

(5)　競争参加資格の確認結果通知及び図面及び仕様書等（以下「図面等」という。）の貸与

競争参加資格の確認結果は、上記４(1)の担当より令和元年８月15日に通知する。図面等の貸与は、令和元年８月16日から令和元年９月２日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）

※契約責任者から競争参加資格があると認められた者に限り、上記４(1)の担当部署において、貸与する。

(6)　質問書の提出　契約関係書類等に関する質問は、指定様式により令和元年９月１日までに担当部署に提出すること。なお、質問書に対する回答は令和元年９月10日までに回答する。また、質問書に回答した内容は令和元年９月10日から９月17日まで入札公告文掲載ホームページに掲載する。

(7)　入札時ＶＥ提案及び総合評価落札方式に係る技術提案の提出期間、場所及び方法　等令和元年９月10日から令和元年９月17日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時00分から午後５時00分（正午から午後１時00分までを除く。）上記４(1)の担当部署へ持参又は郵送（書留郵便等で配達の記録が残るものとし、最終日までに必着とする。）により提出すること。電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

※契約責任者から競争参加資格があると認められた者は、入札時ＶＥ提案及び総合評価落札方式に係る技術提案を提出する。